3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
⑵　専門分野別の技術職員の状況
⑶　同種業務の実績
⑷　類似業務の実績
⑸　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容及び手持ち業務の状況
4　技術提案書を特定するための基準
⑴　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容及び手持ち業務の状況
⑵　業務実施方針　取組体制、設計作業の進め方、スケジュール管理、品質管理、コスト管理
⑶　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性・独創性・実現性
5　手続等
⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部契約チーム　電話03―5323―2586　ファクシミリ03―5323―2932
⑵　説明書の交付期間・場所・方法
①　交付期間　平成24年４月19日から平成24年６月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで。
②　交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　設計部　企画チーム　電話03―5323―2731　ファクシミリ03―5323―2937
③　交付方法　配布する
⑶　参加表明書の提出期限並びに場所及び方法
①　提出期限　平成24年５月１日午後４時まで
②　提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18Ｆ　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　設計部　企画チーム　電話03―5323―2731　ファクシミリ03―5323―2937
③　提出方法　あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
⑷　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
①　提出期限　平成24年６月25日午後４時まで
②　提出場所　上記⑶に同じ。
③　提出方法　あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札参加者は、１⑶⑷⑸に示す各業務ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。
⑷　当初業務については、入札後、速やかに、落札者と当機構間において基本設計業務請負契約書を締結する。
⑸　契約予定業務⑴及び⑵の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことは出来ない。なお、契約の締結にあたっては、本部長等が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該業務に関する契約書を提出しなければならない。
⑹　補助金等の制約及びその他やむを得ない理由により、業務の停止になることがありうる停止条件付業務である。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。
⑼　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑽　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。
ａ）公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
ｂ）公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
・当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
・当機構との間の取引高
・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
・１者応札又は１者応募である場合はその旨
ｃ）当方に提供していただく情報
・契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
ｄ）公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内
⑾　本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設コンサルタント業者を含む。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。
⑿　その他詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : (Temporary Title) Basic Design Works for Buildings and Related Facilities in Konan 1-Chome District (Semi Agreement-based Tender for Design Works)
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 PM, 1 May 2012
⑷　Time-limit for submission of proposals : 4 : 00 PM, 25 June 2012